2.22　独立行政法人大学入試センター
2.23　国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター
2.24　国立研究開発法人国立循環器病研究センター
2.25　独立行政法人国立病院機構
2.26　国立研究開発法人国立環境研究所
2.27　国立研究開発法人物質・材料研究機構
2.28　独立行政法人教職員支援機構
2.29　国立研究開発法人産業技術総合研究所
2.30　国立研究開発法人情報通信研究機構
2.31　国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所
2.32　独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
2.33　独立行政法人国立高等専門学校機構
2.34　独立行政法人製品評価技術基盤機構
2.35　独立行政法人国立文化財機構
2.36　国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
2.37　国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所（注釈3h）
2.38　独立行政法人大学改革支援・学位授与機構
2.39　独立行政法人国立青少年教育振興機構

○農林水産省告示第千二百五十号

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）第五条第九項の規定に基づき、平成二十九年四月一日から同年六月三十日までの期間に係る平均売買価格を次のとおり告示する。

平成二十九年七月二十一日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　石井　啓一

品種	平均売買価格（消費税額分を含む。）
黒毛和種	一頭につき、八〇九、四〇〇円
褐毛和種	一頭につき、七二四、二〇〇円
黒毛和種及び褐毛和種以外の肉専用種の品種	一頭につき、三五六、九〇〇円
乳用種の品種	一頭につき、二一四、三〇〇円
肉専用種と乳用種の交雑の品種	一頭につき、三九六、七〇〇円

2.40　独立行政法人家畜改良センター
2.41　独立行政法人国立美術館
2.42　独立行政法人国立科学博物館
2.43　独立行政法人国立印刷局
2.44　国立研究開発法人防災科学技術研究所
2.45　独立行政法人酒類総合研究所
2.46　独立行政法人統計センター
2.47　国立大学法人
2.48　独立行政法人国立女性教育会館
2.49　株式会社日本貿易保険
2.50　国立研究開発法人土木研究所
2.51　独立行政法人経済産業研究所

○外務省告示第二百六十四号

平成二十九年七月七日にカトマンズで、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がネパール政府との間に行われた。

平成二十九年七月二十一日

外務大臣　岸田　文雄

1　協力の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入
2　贈与の限度額　二億八千二百万円
3　贈与の供与期限　平成三十五年十二月三十一日
4　署名者
日本側　小川正史在ネパール大使
ネパール側　シャンタ・ラジ・スベディ財務省次官

○経済産業省告示第百六十五号

中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十九年七月一日付けをもって左記の者を中小企業診断士として登録したので、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十九年七月二十一日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　山本　早苗

登録番号	氏名
416715	熱田　有美
416717	井上　英紀
416719	湯谷　一夫
416721	野瀬　都夫
416723	徳永　雅久
416725	淺田　琢生
416727	木村　耕太
416729	荒井由紀子
416731	佐々木　寛
416733	南尾健太郎
416735	須釜　進司
416737	增渕　健一
416739	西田　基紀
416741	鱧谷　友樹
416743	藤本江里子

○経済産業省告示第百六十六号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十三条第三項の規定に基づき、平成二十九年七月一日付けをもって中小企業診断士の氏名に係る登録簿の変更をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十九年七月二十一日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　山本　早苗

登録番号	（変更後）	（変更前）
407638	江上　律子	福島　律子
409919	小川　大樹	石川　大樹

○経済産業省告示第百七十号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第三十五条第一項の規定に基づき、平成二十九年七月七日付けをもって左記の者を中小企業診断士の登録養成機関として登録をしたので、同規則第三十五条第一項の規定に基づき、公示する。

平成二十九年七月二十一日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　山本　早苗

登録番号第十二号　一般社団法人福岡県中小企業診断士協会

○経済産業省告示第百六十七号

中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十九年七月一日付けをもって左記の者を中小企業診断士として登録したので、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十九年七月二十一日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　山本　早苗

登録番号	氏名
400143	栗糸　正和
404910	安田　史朗
410155	古田　良作
400706	末吉　祐章
409167	入佐　泰明
410215	門脇　隆

○経済産業省告示第百六十八号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十五条第一項第三号の規定に基づき、平成二十九年七月一日付けをもって中小企業診断士の登録の消除をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十九年七月二十一日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　山本　早苗

登録番号	氏名
107157	冨岡　喜昭
402327	森本　俊光
208702	島崎　敏之
409122	原田　健史

○経済産業省告示第百六十九号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十五条第一項第二号の規定に基づき、平成二十九年七月一日付けをもって中小企業診断士の登録の消除をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十九年七月二十一日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　山本　早苗

登録番号	氏名
404918	菅野　幸治